

監事監査規程

2012年5月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下「本財団」という。）の監事の監査に関する事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 監事は、理事とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、常に公正不偏の態度で監査を行うことにより、本財団の健全な事業運営と社会的信頼の向上に努め、公益財団法人としての社会的責任の遂行に寄与しなければならない。

(監事の職務)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、次の各号に該当する事実があると認めるときは、その旨を速やかに理事会に報告しなければならない。

- (1) 理事が不正の行為をしたとき
- (2) 理事が不正の行為をするおそれがあるとき
- (3) 法令もしくは定款に違反する事実があるとき
- (4) 著しく不当な事実があるとき

(監事の権限)

第4条 監事は、その職務の遂行のため、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、または本財団の業務および財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。なおその場合、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

3 監事は、理事が本財団の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

4 監事は、評議員会において、監事の選任もしくは解任または辞任について意見を述べることができる。

5 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べるすることができる。

(理事等の協力)

第5条 理事および関係部署の責任者は、監事の職務遂行に可能な限り協力し

なければならない。

(監査計画)

第6条 監事は、毎事業年度の初めに、監査の実施時期、監査事項等についての監査計画を監事全員の協議により作成するものとする。

(計算書類等の監査)

第7条 監事は、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書〔正味財産増減計算書〕）および事業報告ならびにこれらの附属明細書、ならびに財産目録を監査する。

(監査報告書)

第8条 監事は、前条の監査の終了後、法令の規定に従って監査報告書を作成しなければならない。監事間において異なる意見がある場合には、その監事の意見を記載するものとする。

- 2 前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、監事はこれに記名押印または電磁的署名をするものとする。
- 3 監事は、前項の監査報告書を代表理事に提出する。

(理事会等への出席)

第9条 監事は、理事会およびその他の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

(評議員会への報告義務)

第10条 監事は、理事が評議員会に提出する議案、書類等を調査し、法令もしくは定款に違反する事項、または著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

(評議員会への説明義務)

第11条 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、議長の議事運営に従い必要な説明をしなければならない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告するものとする。

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、監事全員の合意により別に定める。

附 則（２０１２年５月１日）
この規程は、２０１２年５月１日から施行する。